

修理する権利 (Right to Repair) 主要な世界の規制の概要

5 March 2025 | Terumichi Fujioka, Yuko Yamamoto





Q&A セッション

スライド &
ウェビナー録画



デモを希望

ウェビナー プラットフォーム構成

担当者のご紹介



藤岡 輝道
Business Development
Executive,
Compliance & Risks



山本 裕子
Regulatory and
Compliance Specialist,
Compliance & Risks

当社の使命

様々な規制が世界中で変容・拡大している現在、グローバル企業に安全で持続可能な事業活動を維持していただく為の必要なツールと情報をご提供することを、当社は使命としています。

世界のトップブランドから信頼されています

SAMSUNG

Miele

 **MOTOROLA**

EPSON®



 **Abbott**

FUJITSU

BOSE

TESLA

PHILIPS

logitech

XEROX®

Thermo
SCIENTIFIC


PUMA

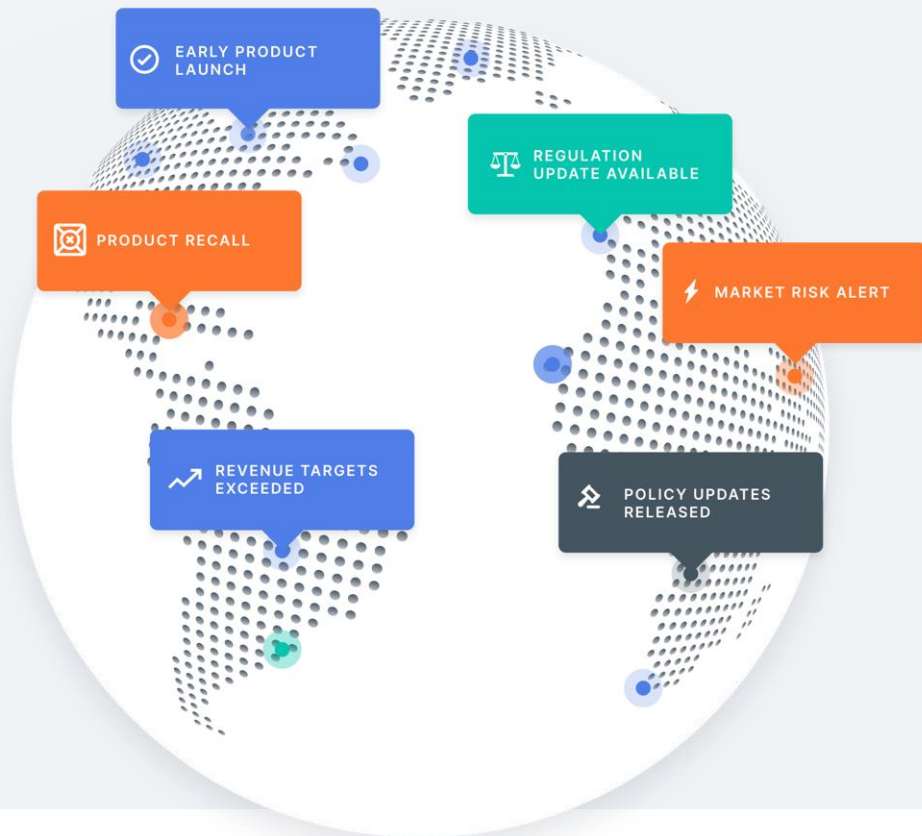
GARMIN 



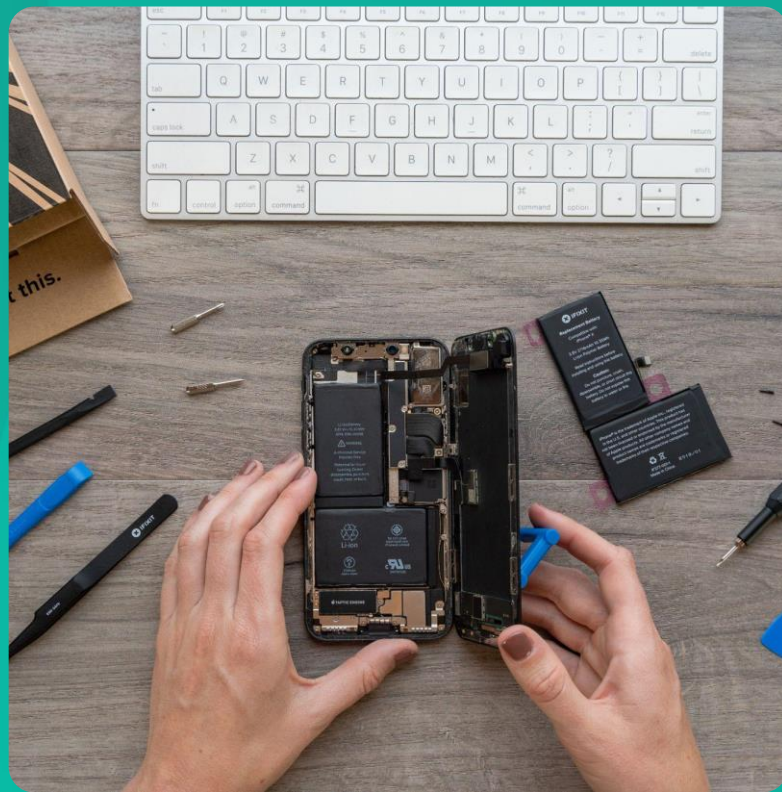
WHAT WE DO

企業の 市場参入を バックアップ

世界中の規制変更とその影響を常に把握。早期警告アラート、影響確率、生産性向上ワークフローツールなど、さまざまな機能をご利用いただけます。



修理する権利 —Right to Repair— 世界の規制



欧州の修理する権利 EU Right to Repair



EU 修理促進指令（R2R指令） 2024/1799

- 施行日: 2024年7月30日
- 加盟国による移行期限: 2026年7月31日
 - 修正: 物品販売指令 (EU) 2019/771
- 消費者が交換ではなく修理を選択した場合、法的保証をさらに **1年間延長**(法的保証期間中の欠陥や故障)
- 販売者は消費者に対し、修理と交換の選択権と保証期間の**延長について通知**しなければならない
- 交換を選択した場合 ⇒ 延長なし
- **2026年7月31日**以前に締結された売買契約には適用されない



EU 修理促進指令（R2R指令） 2024/1799

対象製品：洗濯機、食器洗い機、冷蔵庫、掃除機、電子ディスプレイ、携帯電話、
タブレット型端末など（Annex IIのリストに掲載）

現在は、エコデザイン規制または電池規制に基づく修理要件の対象となる消費者向け製品にのみ適用

➤ EU委員会は現在対象製品の拡大を検討中

製造事業者、正規代理店、輸入業者/販売業者は、不可能でない限り、（消費者の要求に応じて）**法定保証期間外**を含む破損/欠陥製品の修理を行う

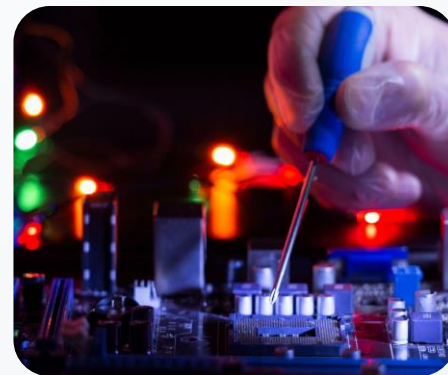
- 無料または**合理的な価格**
- **合理的な期間内**
- 修理中に代替品を無料で提供することを検討
- 修理が不可能な場合は整備済み製品を提供



EU 修理促進指令（R2R指令） 2024/1799

製造事業者の義務

- 対象製品の典型的な**修理の参考価格**をフリーアクセスのウェブサイトで提供
- スペアパーツを**合理的な価格**で提供
- **修理を妨げる慣行の禁止**
 - 正当な理由がない限り、修理を妨げる契約条項、ハードウェアまたはソフトウェア技術などを使用することを禁止（例外：知的財産権保護等）
 - 純正または中古、互換性のあるスペアパーツや3D プリンター製のスペア パーツの使用を妨げてはならない
 - 製品が以前に他者により修理されたことのみを理由に**修理を拒否**することの禁止



EU 修理促進指令（R2R指令） 2024/1799

欧州修理オンライン・プラットフォーム

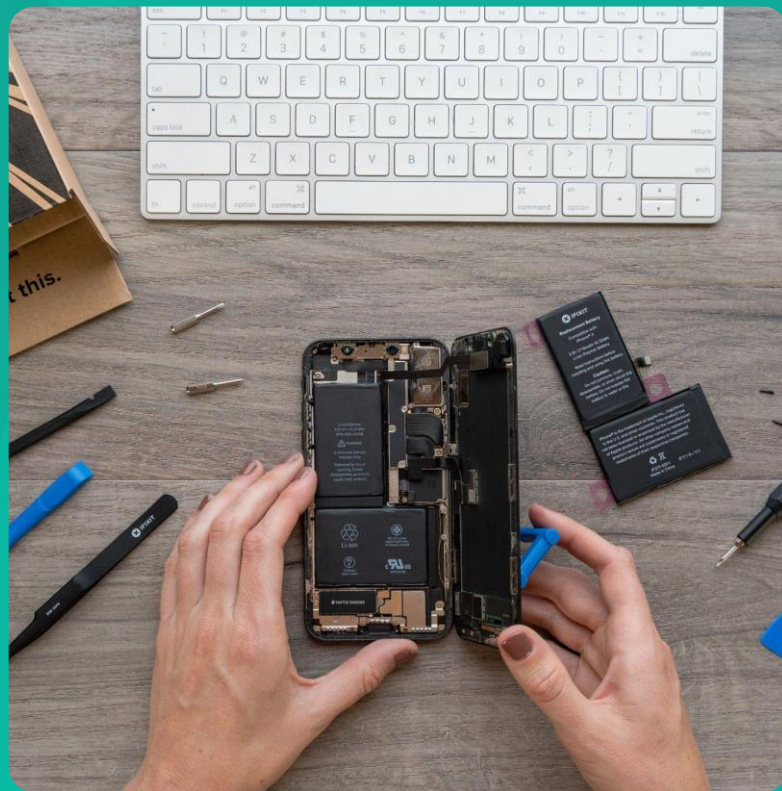
- 消費者が修理業者や再生品の販売業者、不良品の購入者を見つけられるようにする
- 修理業者や修理対象品の販売者の任意登録
- 2027年7月31日までに共通のオンラインインターフェースを確立

罰則

- 加盟国は、国内法に基づいて「効果的で、釣り合いが取れ、抑止力のある」罰則を採用および施行する



他のEU法との 相互関係



EU エコデザイン規則 (ESPR (EU) 2024/1781)

施行日：2024年 7月 18日 適用開始日：2026年 7月 18日

エコデザイン指令（2009/125/EC）廃止（2030 年 12 月 31 日まで引き続き適用）

- ESPR - EU市場向けの持続可能な製品の設計方法に関する枠組み法
- 適用範囲：ほぼ全ての製品に拡大（部品や中間製品を含む。）
- 幅広い持続可能性要件
 - 耐久性、信頼性、修理可能性、リサイクル素材の使用率、etc
- デジタル製品パスポート(DPP)を通じて消費者に提供
- 優先製品は第1次 ESPR 作業計画で定められる
 - 2025 年 4 月 19 日までに採択
 - 11種類の製品：鉄・鉄鋼、アルミニウム、繊維製品、家具、タイヤ、洗剤、塗料、潤滑剤、化学品、エネルギー関連製品、情報通信技術製品とその他の電子機器



EU 電池規制 2023/1542

施行日：2023年8月17日

R2R 指令との関連性: 新しいバッテリー規制に基づく軽量輸送手段 (LMT) バッテリーを組み込んだ商品 (電動自転車および電動スクーター)

- **バッテリー規制:**
 - LMT バッテリーは、取り外しおよび交換可能とする (2027年2月18日以降)
 - 機器モデルの最後のユニットが市場に投入されてから5年以上はスペアパーツを提供
- 電動自転車および電動スクーターの製造業者は、スペアパーツが入手可能な5年間、合理的な条件で LMT バッテリーの修理を (要求に応じて) 提供する必要がある
- [新しいガイドライン](#): 2025年1月10日: LMTバッテリーの取り外しと交換可能性



EU グリーンウォッシング指令 2024/825

施行日：2024年 3月 26日

- 証拠に基づかない一般的な環境パフォーマンス主張の禁止

不公正な商慣行（2005/29/EC）の改正

- 修理できない商品を修理可能と表示する→禁止
- 通常の使用条件下では、使用時間や強度に関して一定の耐久性がある
と虚偽の主張をする→禁止

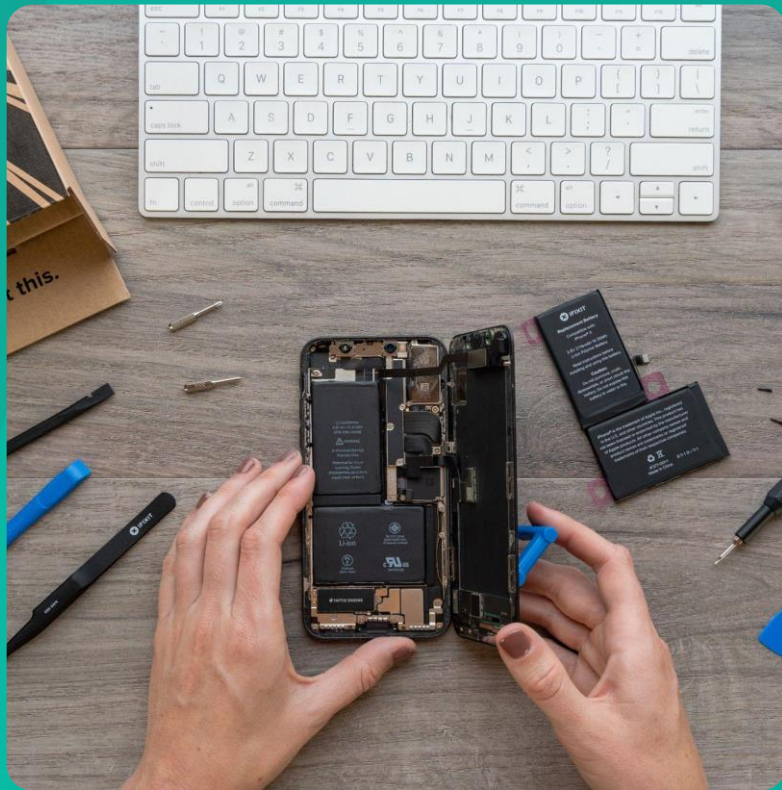
消費者権利指令（2011/83/EU）の改正

消費者が契約に拘束される前に、契約には以下の内容を含める

- 製品の修理可能性スコア（利用可能な場合）
- スペアパーツの入手可能性と推定コスト、注文方法、修理およびメンテナンスの手順、および修理の制限に関する情報



米国の修理する権利 USA Right to Repair



州レベルの修理する権利

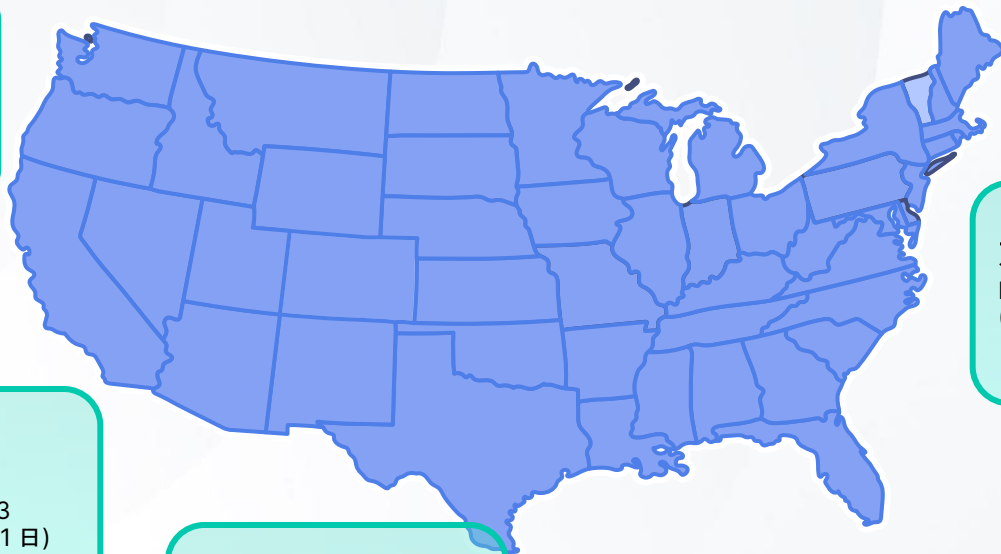
オレゴン州:
消費者電子機器修理権法,
Senate Bill 1596, 2024 (施行日:2025 年 1 月 1 日)

カリフォルニア州:
修理権法,
Senate Bill 244, 2023
(施行日:2024 年 1 月 1 日)

コロラド州:
デジタル電子機器を修理
する消費者の権利,
House Bill 1121, 2024
(施行日:2026 年 1 月 1 日)

ミネソタ州:
デジタル公正修復法,
Senate Bill 2744, 2023
(施行日:2024 年 7 月 1 日)

ニューヨーク州:
公正デジタル修復法, Senate
Bill 4104, 2022
(施行日:2023 年 12 月 28 日)



ニューヨーク州：デジタル公正修復法

Senate Bill 4104 制定 - 施行日: 2023 年 12 月 28 日

オリジナル機器製造会社 (OEM) は、デジタル電子機器の**診断**、**メンテナンス**、**修理**に必要な書類、部品、ツールを独立の修理業者や消費者に公正かつ合理的な条件で提供する

対象機器：2023年7月1日以降に初めて製造され、ニューヨーク州で販売または使用されるデジタル電子機器

対象外：自動車、医療機器、オフロード機器etc
小売店で販売されない限り、B2B は対象外

違反した場合500ドル以下の罰金



ミネソタ州: デジタル公正修復法

Senate File 2744 制定 - 施行日: 2024 年 7 月 1 日

- OEM は、**デジタル電子機器**の診断、メンテナンス、修理に必要な書類、部品、ツールを独立した修理業者や消費者に公正かつ合理的な条件で提供
 - 公正かつ妥当な条件⇒認定修理業者に提供する価格や条件と同じ
- 書類、部品、ツール類は、ミネソタ州での最初の販売後 60 日以内に提供（情報や組み込みソフトウェアの更新も含む）
- **対象機器**：2021 年 7 月 1 日以降に販売された**デジタル電子機器**
- **対象外**：自動車、医療機器、オフロード機器、ビデオゲームetc
- OEMの定義：OEM によって、または OEM に代わって製造された新しいデジタル電子機器を個人または**企業**に販売またはリースする個人または企業 ⇒ B2B を含む



オレゴン州：修理する権利

Senate Bill 1596 - 施行日: 2025年1月1日

- OEM は、対象機器の診断、メンテナンス、修理、または更新に使用するために認定サービス プロバイダーに提供する書類、ツール、部品、その他のデバイスまたは機器を、公正かつ合理的な条件で所有者または独立した修理プロバイダーに提供
- **対象の機器**：2015年7月1日以降に最初に生産、販売、使用された消費者用電子機器（携帯電話は2021年7月1日以降）
- **対象外**：自動車、医療機器、エアコン、ビデオゲーム機、ソーラーパネル、オフロード機器、電動歯ブラシetc
- オレゴン州 - 米国で初めて「**パーツペアリング**」を禁止した州。
 - **パーツペアリング**：ソフトウェアを使って部品を識別し、未承認の部品による修理を防ぐシステム
 - **2025 年 1 月 1 日**以降に州内で初めて販売されるデバイスが対象



コロラド州：修理する権利

House Bill 1121 - 施行日: 2026年1月1日

- 現行法: 農業機械および電動車いすの修理
- 拡大: 2021年7月1日以降にコロラド州で初めて製造、販売、または使用されるデジタル電子機器
- 対象外: 自動車、電動車いす以外の医療機器、ビデオゲーム機etc

2026年1月1日以降に販売または使用されるデジタル電子機器について、製造業者が「パーツペ어링」を使用することを禁止

- 独立した修理業者または所有者が交換部品を取り付けるのを阻止する
- デジタル電子機器の機能またはパフォーマンスを低下させる
- デジタル電子機器が未確認の部品に関する誤解を招く警告を表示する



カリフォルニア州: 修理権法

Senate Bill 244 - 施行日: 2024年1月1日



製造業者は、公正かつ合理的な条件で、製品の所有者、サービス、修理施設、およびサービスディーラーに、電子機器や電化製品の診断、メンテナンス、修理を行うために必要な書類と機能部品およびツール (アップデートを含む) を提供する

- **提供義務期間:**
 - \$50 - \$99.99の製品 - 最終製造日から最低 3 年
 - \$100以上の製品 - 最終製造日から最低 7 年
- **対象の機器:** 2021 年 7 月 1 日以降に製造、販売、または使用された製品
 - 電子機器 (テレビ、コンピューター、電話、etc)
 - 家電製品 (冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機、エアコン、etc)
 - アンテナなど
- **対象外:** インフラ関連製品、警報システム、ビデオゲームコンソール



その他の州のデジタル電子機器の修理する権利

ミシガン州、House Bill 4562 (2023 年 5 月 16 日提案) - (C2Pに基づく承認確率 70%)

- OEM - 診断、メンテナンス、修理のために、書類、部品、ツール（情報や組み込みソフトウェアの更新を含む）を、公正かつ合理的な条件で、デジタル電子機器の独立修理業者または所有者に提供する
- 違反した場合、500 ドル以下の罰金

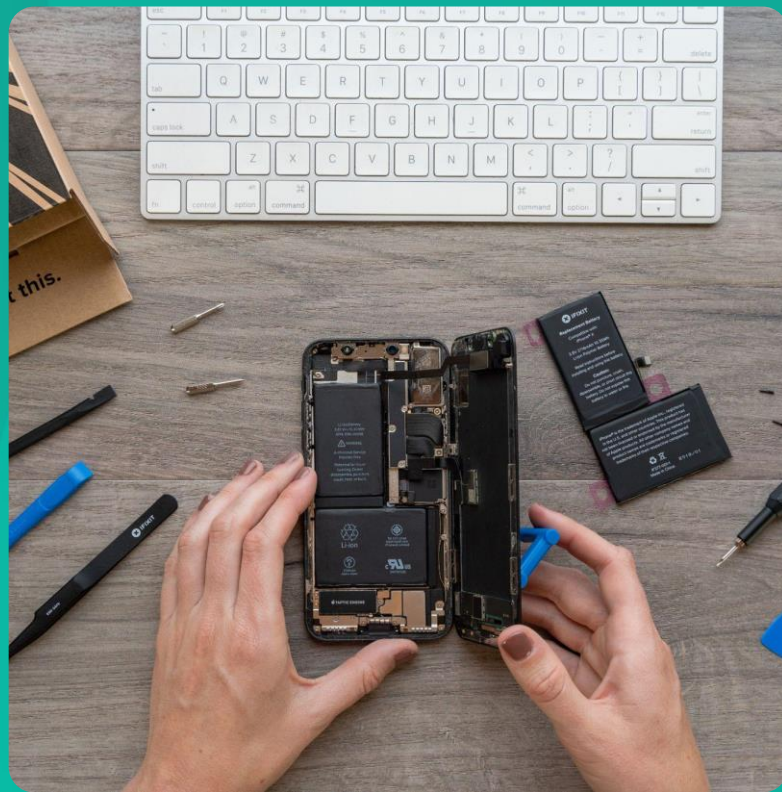
オハイオ州、Senate Bill 73 (2023 年 2 月 28 日提案) - (C2Pに基づく承認確率 25%未満)

- OEM - 診断、メンテナンス、修理のために、情報や組み込みソフトウェアの更新を含む書類、部品、ツールを、公正かつ合理的な条件で、独立修理業者またはデジタル電子機器所有者に提供する

ロードアイランド州、House Bill 5246 (2025年1月31日提案) - (C2Pに基づく承認確率 8%)

- ミシガン州とオハイオ州で上記で述べたのと同じタイプの要件が提案されている
- パーツペアリング禁止

カナダ & ケベック州 修理する権利



カナダ：修理する権利

著作権法の改正 (Bill C-244) および (Bill C-294)

- 施行日: 2024 年 11 月 7 日

- 改正点 1：製品の診断、メンテナンス、修理のみを目的とする技術的保護手段 (TPM) の回避を許可する
- 改正点 2：コンピュータープログラム等を他の異なるデバイスに連携させる、「相互運用性」を可能にする
- デジタルロックのバイパス: 消費者および独立修理業者は、デバイスを修理する際に著作権法に違反することなくおこなうことができる



ケベック州：修理する権利

消費者保護法（CPA）の改正 (Bill 29)

- 施行日: 2023 年 10 月 5 日



- 計画的陳腐化を伴う製品の製造禁止: 意図的に寿命が限られた製品の設計を禁止
- 2025 年 10 月 5 日 施行
 - 交換部品と修理サービスが合理的な期間と価格で利用可能であることを保証
- 2026 年 10 月 5 日 施行
 - 良好な動作状態に対する保証 = 商品の納品時に耐久性に対する法的権利 (冷蔵庫、食器洗い機、洗濯機、テレビ、エアコン、携帯電話などの電化製品)
 - 保証期間中、小売業者/製造業者は修理費用 (送料と手数料を含む)、または第三者による修理費用を負担する
 - 広告販売価格の近くに保証期間を表示する
- 違反した場合⇒罰金

ケベック州：修理する権利

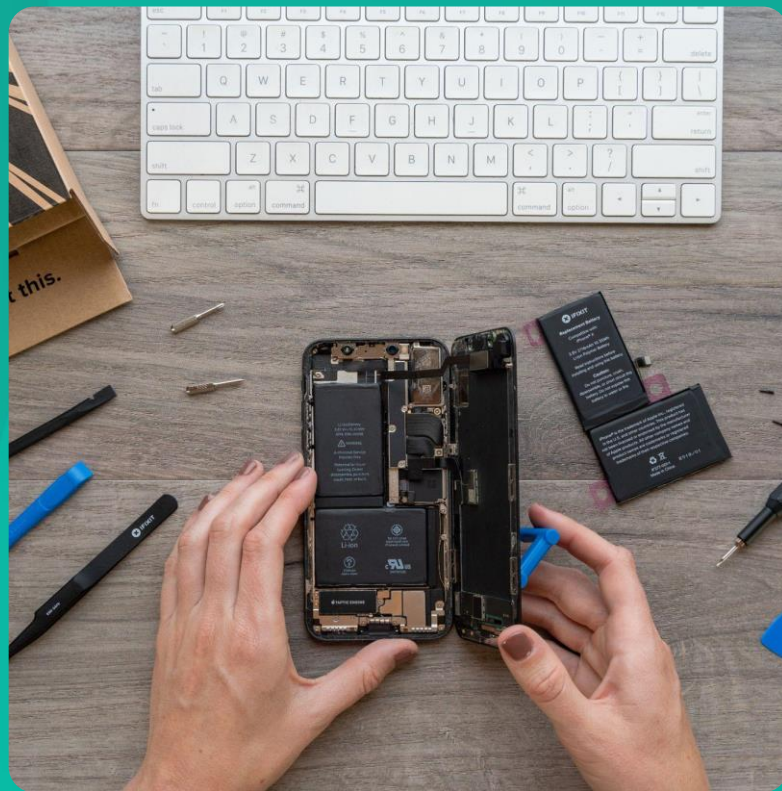
消費者保護法の適用に関する規則の改正 NEW!

- 提案日: 2025 年 1 月 22 日 (C2Pに基づく承認確率 75%)

- コメント提出期限 ⇒ 2025年3月8日

- “2025年10月5日に施行のケベック州消費者保護法改正”に関する製造業者および販売業者の義務と免責事項
- 製造業者は、交換部品、修理サービス、およびメンテナンスや修理に必要な情報の入手可能性の保証に関して、情報の開示する
- 販売業者は、消費者と契約を締結する前に、入手可能性に関する開示を明確かつ目立つ方法でおこなう
- 消費者またはその代理人が商品の維持や修理を行うことを困難にする効果のある技術の使用禁止は、特定の状況下では除外される可能性がある
- 承認された場合2025年10月5日に施行

その他の国々の 修理する権利



ブラジル

Bill PL 805/2024 - 改正消費者保護法
2024年3月15日 提案 (C2Pに基づく承認確率 13%)

- 消費者向け製品の計画的陳腐化の禁止
- サプライヤーに、ツール、スペアパーツ、および説明書へのアクセスの提供を義務化
- ツールとスペアパーツは、製品が市場に投入されてから少なくとも 5 年間、最大 20 年間保証
- 消費者は少なくとも 1 つのデジタルプラットフォームにアクセスできる必要性
- 修理が独立した修理工場によって行われたという事実のみで修理を拒否の禁止 (製品の安全性が損なわれている場合を除く)
- 罰金： 1万リアルから 5,000 万リアル



ニュージーランド

Bill No. 39-1, 消費者保証（修理の権利）改正法案
2024年4月 提案（C2Pに基づく承認確率 97%）

- 製造業者は（消費者の要求に応じて）製品の診断、メンテナンス、修理に必要な情報、スペアパーツ、ツールを提供しなければならない
- 消費者がサプライヤーに商品の交換ではなく修理を依頼できるようにする
- 現行の42条：製品が供給される時点で消費者に通知されると、修理施設や部品を用意する必要がなくなる ⇒ 42条の廃止



フィリピン

Senate Bill No. 1481, 2022

2022 年 11 月 9 日 提案 (C2Pに基づく承認確率 33%)

- 適用範囲：デジタル電子製品（医療機器を含む）
- オリジナル機器製造業者（OEM）は、所有者および独立修理業者に、認定修理業者に提供しているのと同じ診断、修理、情報、およびツールを、公正かつ合理的な条件で提供
- 違反した場合 ⇒ 罰金などの罰則



日本における修理する権利

日本では現在、「修理する権利」を明確に保証する法律は制定されていない

電波法の制限

- 無線通信機器を、個人や非認定業者が修理すると電波法違反となる可能性
- 2015年に「登録修理業者」制度が導入され、適法に修理を行える事業者は総務省に登録が必要



本日のまとめ - 世界の修理する権利のトレンド

- **EU R2R 指令** - 製品リストは拡大し続けるため、製造業者は保証期間外であっても製品を修理する必要 ⇒ 製品寿命の拡大
- **法的保証**の制限はもはや修復の障壁にはならない
- 製造業者は修理コストを削減するためにより**良い製品を設計**する必要がある
- **EU ESPR** - 修理を含む委任法を導入 - 水平規制が適用される可能性があり、製品固有、他の法律との相互作用が重要
- **米国** - 米国では強力な連邦法がないため、米国の州間の違いは製造業者にとって今後管理が困難なままとなることが予想される
- **カナダ** - 連邦法もあるが、州はより厳しい法律を制定している
- **循環型経済が拡大**するにつれ、修理の権利に関する法律がより多くの管轄区域（ニュージーランド、ブラジルなど）で制定予定



包括的な市場参入ソリューション

製品コンプライアンスを よりスマートに管理する方法

→ | complianceandrisks.com



製品コンプライアンスの工程に準じて サポートします



製品に関連する
法令を特定する

新規法令と既存法令の
変更を通知

コンプライアンス
要求事項の内容把握

コンプライアンス
認証書類の管理

広範な法規制分野を網羅

C2Pを利用することで、100,000以上の法令、規格、製品要求事項にアクセスすることができ、すべての製品の市場アクセスをグローバルに獲得し、維持することができます。

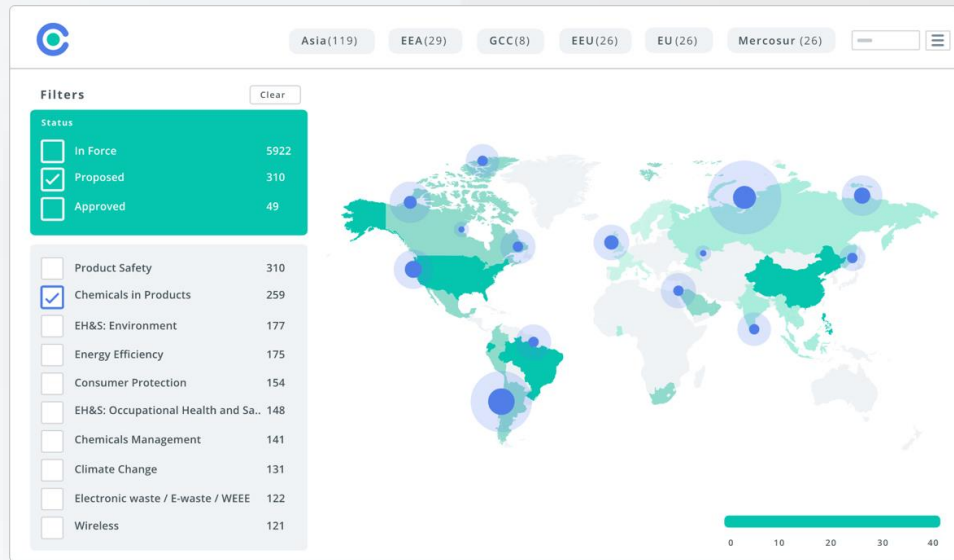


- Artificial Intelligence (AI)
- バッテリー
- プレグジット(英国のEU離脱)
- カリフォルニアプロポジション65
- カーボンフットプリント
- 製品の化学物質
- 化学品管理
- 循環経済
- 気候変動
- 紛争鉱物
- 消費者保護
- 新型コロナウイルス感染症
- サイバーセキュリティ
- データ保護
- 飲料水
- エコデザイン
- エコラベル
- 電磁両立性 (EMC)
- 電気電子機器廃棄物 / WEEE
- エネルギー効率
- 爆発性雰囲気 / ATEX
- EU REACH
- 食品接触材料および製品
- 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム (GHS)
- 違法伐採
- ナノテクノロジー
- パッケージ
- 製品安全
- 使い捨てプラスチック
- 有害廃棄物の越境移動
- 危険物輸送
- 水の効率利用
- ワイヤレス



製品コンプライアンスを 1つのプラットフォーム で管理を可能に！

- 自信を持って新製品を設計、製造、共同開発が可能
- すべてのコンプライアンス証明書類を最新の状態に保ち、法令、規格、要求事項にリンク
- 規制の変更を継続的にモニターし、変更が可決される前に提案された事案に先手を打つ



モニター対象の 10種の産業界



消費者電子製品



アパレル



家庭電気製品



医療機器



家庭用品



自動車



テキスタイル



動力工具 &
ガーデン機器



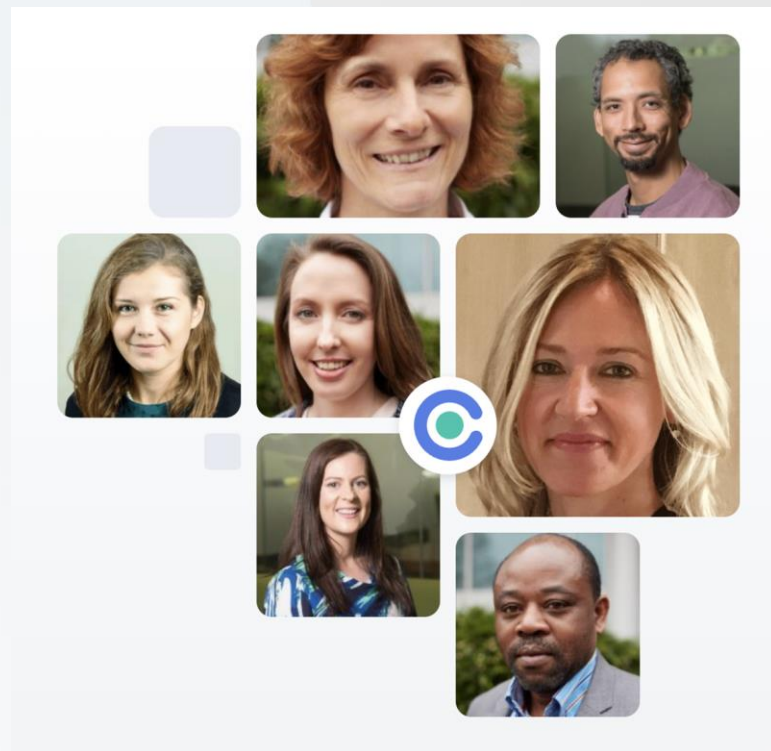
レジャー &
スポーツ用品



一般 &
オンライン小売業

ワンクリックで 専門家に直接 コンタクト...

- 40名以上の専門家チーム
- 広範なナレッジパートナーネットワーク
- ワンクリックでコンタクト
- 製品、地域、政策領域におよぶ専門知識
- 法令の目的、適用の可能性、要求事項の要約、その他



Q&A



ご視聴ありがとうございました



藤岡 輝道
Sales Assistant of
Sales Team

Email: t.fujioka@complianceandrisks.com



山本 裕子
Specialist and Analyst
of Global Regulatory
Compliance Team

Email: y.yamamoto@complianceandrisks.com

